

名取市空き家物件登録制度「空き家バンク」媒介に関する協定書

宮城県名取市（以下「甲」という。）と、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部（以下「乙」という。）とは、名取市空き家物件登録制度「空き家バンク」の適切な運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、市内の空き家流通促進と建物継続利用による空き家の発生予防を図り、市民の良好な住環境の維持に向け相互に連携・協力するものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 個人が名取市内（以下「市内」という。）において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及びその敷地を除く。
- （2） 所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （3） 空き家バンク 空き家等の中で、所有者等が売却又は賃貸を希望する空き家等の情報を収集し、市内への移住希望者又は地域活性化に寄与できる者へその情報を紹介する事業をいう。
- （4） 利用希望者 空き家バンクの利用を希望する者で、名取市空き家バンク利用希望者登録台帳に登録されている者をいう。
- （5） 登録事業者 市内に事業所を有する乙の会員で、空き家バンク事業者として登録し、名取市空き家バンク登録事業者登録台帳に登録された空き家等の媒介等を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （1） 社会的信頼の確保
- （2） 取引の信頼性と安全性の確保
- （3） 空き家バンクに登録された空き家等の媒介契約の締結に向けた体制の確保

（協力事項）

第4条 甲及び乙は、登録事業者として甲に協力する乙の会員の募集を連携して行うものとする。

2 乙は、本協定の内容を乙の会員に周知するとともに、空き家バンクの制度等を研修会等で必要に応じ行うものとする。

（媒介等の業務）

第5条 甲は、乙の会員で甲に協力する宅地建物取引業者を登録事業者の中から選定するものとする。選定にあたっては、名取市空き家バンク登録事業者登録台帳の登録順又はその他の方法により行うものとする。また、登録事業者を選定したときは、甲が所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により選定された登録事業者は、空き家バンクへの登録申請があった空き家等の状況について、甲及び所有者等同行のもと調査し、その結果を甲に報告するものとする。

3 利用希望者が前項の規定より登録された空き家等の内覧等を希望した場合には、選定された登録事業者は現地案内を行うとともに、利用希望者が契約の意思を表示した場合には、選定された登録事業者が当該物件の媒介を行うものとする。

（媒介に係る結果報告）

第6条 登録事業者は媒介が成立したときは所有者等及び利用希望者と媒介の契約を書面により締結し、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は前項で受けた報告について、乙の要請に応じ報告するものとする。

（媒介の報酬）

第7条 空き家等の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲とする。

（苦情又は紛争の処理）

第8条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家等の媒介に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

（協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間が満了する日までに、甲又は乙が書面により申し出を行わない場合、本協定は有効期間満了の日から1年ごとに更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第10条 甲及び乙は相手方がこの協定に違反したときは、本協定を解除することができる。

2 前項の規定により、この協定が解除され損害が発生した場合であってもお互いにその損害を請求しない。

（事務の処理）

第11条 甲及び乙は、事務の諸手続きを円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において甲又は乙は書面により通知するものとする。

（秘密保持）

第12条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た業務上の情報を、本協定の存続期間中及び本協定の存続期間終了後も第三者に漏洩してはならない。

（その他）

第13条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月2日

甲 宮城県名取市増田字柳田80番地

名取市長

山田 司郎



乙 仙台市青葉区国分町三丁目4番18号

公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会

会長

佐々木 正勝



仙台市青葉区上杉一丁目4番1号

全日本不動産宮城県会館4階

公益社団法人全日本不動産協会 宮城県本部

本部長

佐藤 昌市

